

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	宮崎県串間市

串間市鳥獣被害防止計画

< 連絡先 >

担当部署名	宮崎県串間市農地水産林政課
所在地	宮崎県串間市大字西方5550番地
電話番号	0987-72-1111
FAX番号	0987-72-6727
メールアドレス	rinsei@city.kushima.lg.jp

(注)1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。

2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対 象 鳥 獣	サル、イノシシ、シカ、カラス、カワウ
計 画 期 間	令和6年度 ～ 令和8年度
対 象 地 域	宮崎県串間市

(注)1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(令和 4 年度)

鳥獣の種類	被 害 の 現 状		
	品 目	被 害 数 値	
		面 積 (ha)	金 額 (千円)
サ ル	果 樹 (柑 橘 類)	1.60	350
	食 用 かんしょ	1.30	220
	水 稻	0.10	100
	スイートコーン	0.60	40
	合 計	3.60	710
イ ノ シ シ	水 稻	2.01	2,105
	ジャガイモ	0.25	50
	飼 料	0.23	49
	スイートコーン	0.05	12
	合 計	2.54	2,216
シ カ	—	—	—
カ ラ ス	飼 料	0.30	74
	スイートコーン	0.16	50
	ジャガイモ	0.25	50
	合 計	0.71	174
カ ワ ウ	—	—	—

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2)被害の傾向

サルについては、市南東部にあたる海岸沿いから、山間部にかけてほぼ市内全域に生息していると推測されるが、森林の伐採が進んでいることから、里山のサルが減少したと思われる。これにより、被害が見受けられなかった地域や住宅地周辺において目撃情報が寄せられており、本市の主要作物である食用かんしょ、果樹(柑橘類)などの農作物被害が発生、今後も農作物被害の増加及び人的被害の発生が懸念される。 イノシシについては、水稻、飼料、スイートコーンなどの被害が市内全域に発生しており、近年では畔や法面の崩落などの農作物被害にならない被害も発生している。山間部にかけてほぼ市内全域に生息し、近年では住宅地周辺にも出没していることから、農作物等被害の増加及び人的被害の発生が懸念される。 カラスについては、飼料等の被害が確認されており、今後も被害が想定される。 被害状況については全体的に年によって増減はあるところであるが、減少しているとは言い難い状況である。 シカ・カワウについては、近年、目撃情報があるものの明確な被害の状況は確認できていない。
--

(注)1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値(令和4年度)		目標値(令和8年度) 〔30%削減〕	
	面積 (ha)	金額 (千円)	面積 (ha)	金額 (千円)
サ ル	3.60	710	2.52	497
イ ノ シ シ	2.54	2,216	1.77	1,551
シ カ	—	—	—	—
カ ラ ス	0.71	174	0.49	121
カ ワ ウ	—	—	—	—

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	串間市有害鳥獣対策協議会内にて編成される、野生猿特別捕獲班及び有害鳥獣捕獲班による捕獲を実施した。集落周辺部ではわなによる捕獲、農地周辺部や山間部においては、猟銃や大型囲いわなによる捕獲、追払い等を実施してきた。	野生猿特別捕獲班及び有害鳥獣捕獲班のいずれも、他産業従事者が多く、平日の被害発生時において迅速な捕獲対応が難しい状況にある。 また、狩猟免許の有資格者の減少、捕獲班員の高齢化により、捕獲体制の維持が困難になってきており、新たな担い手確保・育成の取組が急務である。
防護柵の設置等に関する取組	耕作地及びその周辺については、耕作者自らが複合柵や電気柵を設置するとともに、集落単位で関係機関の職員等を招き、適正な複合柵や電気柵の設置方法などの研修会を実施してきた。	研修会を通して地域ぐるみによる被害対策を推奨してきたことで効果的な複合柵や電気柵の設置方法が浸透してきているものの、今後も集落単位での研修会や営農指導を勧めていく必要がある。
生息環境管理に関する取組	侵入防止柵要望時等に鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識を深めるため、説明会を実施。	侵入防止柵設置による対策以前の重要かつ根本的な課題である放任果樹・収穫残渣、鳥獣の潜み場となる雑木林の除去についての認識が不十分。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動について記入する。

4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について、記入する。

(5) 今後の取組方針

鳥獣被害防止対策等の専門的知識を有する鳥獣被害対策マイスター(以下、「マイスター」)の育成を図る。 また、被害を未然に防止するための取り組みとして、集落一体となった追払い活動(爆音機によるものを除く)、自主的な日常の農作物等の管理、餌付けの禁止、マイスター並びに鳥獣被害対策実施隊の指導による適切な防護柵の設置などを推進する。これにより、有害鳥獣を寄せ付けない集落づくりを目指すとともに、加害個体については追払い・捕獲を実施する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

串間市有害鳥獣対策協議会内にて編成される、野生猿特別捕獲班及び有害鳥獣捕獲班において銃器及びわなによる捕獲を実施する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和6年度 ～ 令和8年度	サ ル イ ノ シ シ シ カ	・捕獲機材の導入を進める。 ・県と協力、連携しながら新規狩猟免許取得者の確保に努める。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

近年の捕獲実績ならびに被害、目撃等の状況を踏まえて、第13次鳥獣保護管理事業計画や宮崎県第二種特定鳥獣管理計画を参考に、捕獲頭数を設定する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対 象 鳥 獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サ ル	120頭	120頭	120頭
イ ノ シ シ	160頭	160頭	160頭
シ カ	10頭	10頭	10頭
カ ラ ス	110羽	110羽	110羽
カ ワ ウ	1羽	1羽	1羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容

サル、オラングについて、野生猿特別捕獲班及び有害鳥獣捕獲班の、捕獲技術向上に向けた研修会などにより担い手の育成を図りつつ、被害が発生した箇所を確認後、銃器による捕獲を実施するが、集落周辺については、わななどを使用した捕獲を行う。また、大型囲いわなを群れの移動経路に設置し、効果的な捕獲を実施する。

カラスについては、サル・イノシシ等と比較して被害防止対策が困難なため、被害発生時に迅速に対応できるよう被害時期における有害鳥獣捕獲班の活動体制を整え、被害の拡大防止に努める。

シカ・カワウについては、被害発生時に迅速に対応できるよう有害鳥獣捕獲班の活動体制を整え捕獲に努める。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4)許可権限委譲事項

対 象 地 域	対 象 鳥 獣

(注)1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する。(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。
2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整 備 内 容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サル イノシシ イノシシ		複合柵 (WM柵+ 3,000m 電気柵) 電気柵 3,000m	複合柵 (WM柵+ 3,000m 電気柵) 電気柵 3,000m

(注)1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2)侵入防止柵の管理等に関する取組

対 象 鳥 獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サ ル イ ノ シ シ シ カ カ ラ ス カ ワ ウ	柵の管理者に対し、設置後の適切な管理指導を行う。 また、侵入柵の適切な管理を行うための勉強会を開催する。		

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和6年度	サル イノシシ シカ カラス カワウ	集落対策の推進:集落研修会の開催、被害調査の実施
令和7年度		集落環境対策:放任果樹・収穫残渣、雑木林の除去、 緩衝帯の整備
令和8年度		人材の育成:マイスター・地域リーダー等の育成

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

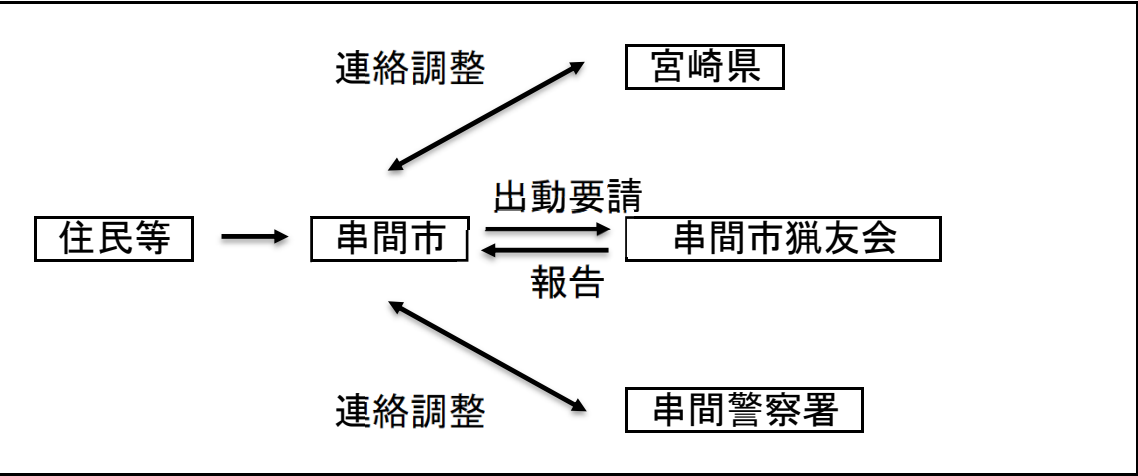
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合
の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
串間市役所	注意喚起、避難誘導、警戒線設置、鳥獣の誘導
宮崎県	注意喚起、避難誘導、警戒線設置、鳥獣の誘導
串間警察署	避難誘導、警戒線設置
串間市猟友会	鳥獣の誘導、鳥獣の捕獲

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲班において捕獲した有害鳥獣については、捕獲現場で埋設処分(自家消費を除く)をする。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等 でのと体給餌、学術研究等)	

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	串間市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役 割
串間市役所	協議会事務、地域における指導
串間市猟友会	有害鳥獣の捕獲
JAはまゆう、JA串間市大東	有害鳥獣被害調査、被害防止対策の指導、事業要望取りまとめ、作物の営農指導
宮崎県南那珂農林振興局	有害鳥獣被害に関する情報収集、技術指導、林業・農業改良普及活動

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
宮崎県鳥獣被害対策特命チーム	県施策の方向性の決定、鳥獣被害対策の推進
宮崎県環境森林部	被害対策普及啓発、捕獲対策、森林対策、環境対策
宮崎県農政水産部	農作物被害対策普及啓発、人材育成
南那珂地域鳥獣被害対策特命チーム	鳥獣被害対策の調整・支援、被害対策、捕獲対策、生息環境対策

(注) 1 関係機関欄には、対策協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置日:平成24年9月18日

実施隊構成:有害鳥獣による被害を担当する市職員

活動内容:対象鳥獣の捕獲等、被害防止のための防護柵の設置や助言、被害の状況や鳥獣の出没状況等の調査

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

各農協と連携した被害防止にかかる電気柵等の設置や集落点検活動など

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

関係機関や近隣市町と情報の共有、また、宮崎県の鳥獣被害対策に関する人材育成研修「鳥獣被害対策マイスター認定研修」を活用し、集落環境対策、適正な防護柵設置等の技術向上を目指す。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。